平成２５年（フ）第９８号
鹿児島県霧島市隼人町神宮５丁目12番17号
債務者　柏原　美洋
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　貴彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月９日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第２３号
島根県益田市遠田町3077番地４、前住所山口県山口市湯田温泉６丁目３番14―1005号
債務者　西村　武利
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽柴　貴宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２５年（フ）第３０５号
奈良県生駒市小平尾町1587番地３
債務者　多田　　薫
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板野　陽一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月11日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
奈良地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２５２号
奈良県大和高田市大字出15番地３　３号棟301号、前住所奈良県大和高田市大字野口126番地１　グランシャリオ205号
債務者　寺脇由紀子
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２５４号
奈良県橿原市久米町734番地　ハイツ竹上２Ｆ―Ａ
債務者　田村　育子
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２４７号
奈良県香芝市畑３丁目712番地　双鶴荘２―８、前住所奈良県香芝市鎌田431番地１　レオパレスアーバン104号
債務者　岩本　貴志（旧姓竹田）
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第４０２号
埼玉県越谷市花田１丁目34番地28　森林第８ビル301
債務者　前谷　春夫
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４１５号
埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根1580番地１
債務者　松田　正仁
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４１９号
埼玉県越谷市大字上間久里135番地13
債務者　荻野　清司
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第７０３号
千葉県船橋市本中山１丁目１番16号　カーサ本中山202号
債務者　渡邉　　斎
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７１９号
千葉市美浜区高洲２丁目８番７棟206号
債務者　遠藤　賢二
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８０２号
千葉県習志野市東習志野８丁目４番13―302号
債務者　野呂和歌子
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８０６号
千葉市花見川区幕張本郷６丁目16番９号　ベイコート401号
債務者　糸山明日香
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８１９号
千葉県市原市八幡1517番地１　シティハイムコーポ白鳥101号
債務者　梅津志津子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８３２号
千葉市稲毛区長沼町248番地２　オーベル稲毛長沼701号
債務者　助川　友朗
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８３３号
千葉市稲毛区長沼町248番地２　オーベル稲毛長沼701号
債務者　助川　素子
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８４１号
千葉市若葉区野呂町1793番地112
債務者　駒井　清美
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係